

平成29年あきる野市農業委員会 6月総会議事録

平成29年6月26日(月)午前9時30分、平成29年あきる野市農業委員会6月総会は、あきる野市役所5階、504会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光

欠席委員は次のとおりである。

松村敏郎・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡辺一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、三浦恵理夏

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午前9時30分

(事務局長) それでは、すみません、おはようございます。梅雨に入りましてですね、天候不順によりましてうっとうしい日が続いておりますけれども、体調には気をつけていただいて、作業していただければと思います。また、6月には生産緑地法の一部改正の運用が施行されましたので、また後ほど全協の方で協議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは定刻となりましたので、ただ今から平成29年あきる野市農業委員会6月総会を開催させていただきます。初めに平野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、5月29日、文京シビックホールにおいて平成29年度全国農業委員会会長大会に出席をいたしました。その後、会長達で衆議院会館へ行って、議員さんと農業のこれからの貸し借りについて、いろいろお話をしました。6月16日に、東京都農業会議の第121回通常総会及び常設審議委員会に出席をいたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は中村委員と堀江委員になりますので、よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。それでは、本日の出席は松村委員と栗原剛委員が欠席ですので16名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の1ページをご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成29年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは収受27について、担当の堀江委員、説明をお願いいたします。

(堀江委員) はい。(第1号議案・収受27 朗読)

20日に松村委員と事務局と3名で現地確認に行つて参りました。地図の6ページをご覧ください。場所は秋川ファーマーズセンターのすぐ北側になります。第2駐車場とファーマーズセンターの駐車場の間を北に●●メートルほど入つた、東側の広い2反歩以上の畑です。その半分を〇〇さんが借りるという事になっているようです。畑の方はよく耕耘されていて、問題なくすぐに使用可能の状態になっていました。以上です。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただ今、事務局と堀江委員から説明をいただきましたけれども、質問のある方、お願いいたします。

(小山委員) これ、契約は使用貸借という事ですが、期限はどうなっていますか?何年とか?基盤強化促進法だと5年、10年となっていますよね?

(事務局) はい。今回については、使用貸借権は1年間で契約をしております。一応〇〇さんと〇

〇さんとの間で、今回借りる東側半分の土地を〇〇さんが1年間やったら、来年は西側半分の方を借りるといふ、交互に貸し借りしましょうという事で、1年間ごとという契約になっております。

(議長) はい。何か他には？

(森委員) あの、参考までに、納税猶予は何年に解除されたのでしょうか？

(事務局) 納税猶予の方は昨年、28年ですね。何ヶ月か前に解除されたという通知が税務署から市の方へ来ておりますので、特段貸し借りについては問題はないです。まだ1年は経ってないと思いますが、解除はされております。

(森委員) そうすると平成4年以前ですよ？

(事務局) いや、20年なので、調整区域だけで、平成21年以前の相続であると、20年ですね。市街化も一緒に猶予にかけると、もう終生になってしまうのですが、調整だけの猶予だったので、20年で終わっていますね。平成21年以降であるともう関係なく今、終生ですけど、それ以前ですと20年で。

(森委員) はい。分かりました。

(田中建治委員) 2人とも働き盛りの40代なんですけど、□□さんもちゃんと農業でやっているという事ですが、7反もやって、ちょっとやりきれないという事情があるのですか？

(事務局) いや、あの、やりきれないという事ではないと思うのですが、どっちかと言うと□□さんは、今、施設化しているという状況があって、また今後施設を増やしたいという要望もあるので、多分〇〇さんと□□さんで直接話して、貸してもいいよという事で、1年ごとに土地を交換するという形で、聞いた話だと作物をお互い違うのを作って連作障害をしないようにという事で、こういう契約になったとは思いますが、7反なので、特段やりきれないという訳ではないと思います。

(田中建治委員) 使用貸借権という事ですが、〇〇さんと□□さんが親戚関係とか、そういう事では？

(事務局) いや、そうではありません。あくまで農地法3条で貸借権をやりますと権利が発生しますので、それはお互いの中で使用貸借でというお話になったのだと思います。

(笹本職務代理) ちょっと話がズレますけど、今年も大分補助事業でハウスとか、そっちに手間がかかるのは重々承知なんですけど、トラクター等も補助事業で購入することになってるんですね。他の畑のある場所も貸しているような感じで、今回は使用貸借でということですが、専門の農家は本当だったら貸し出しはしないような感じで、営農の効率化を図るべきだと思うんですね。せっかく機械を入れても稼働率があまりあがらないような状態だと。補助事業の事務局の三浦さんなんか大変で、先日うちの方へ東京都の方が見えた時に、機械の稼働率を上げていただくようにというお話で、トラクターは時間のメーターが付いてるから分かりますよというお話もしたのですが、だからそれにも準じて、やっぱり補助でハウスを入れれば、その利用率を上げ、また今回機械も前例がない状態で機械も入れられるようになったので、その使用頻度も上げていただくように一言お話しておいていただくと、将来その機械の補助事業がまた次の所に出てくるという事もあると思うので、なるべく使って、次の世代の人がまたそう

というような事業を行なえるような感じにもっていただけるように、一言話をしておいて下さい。

(事務局) はい、分かりました。

(会長) 今、確かに、自分の畑にてこずっていると言うか、多分、貸すくらいだから、そういう事なんだろうけど、担当の堀江委員からは何か実情は分かりますか？

(堀江委員) 実情と言うか、ハウスの方が結構手間が掛かるから、貸せる所は貸すのもひとつみたいな言い方をしていた事は過去にあるんですけど、やっぱりトマトとかだと一気に作れちゃうから、その時期に少し露地の畑をやってもらいたいというような話を、本人はしていました。

(議長) 他にありますか？・・・よろしいですか？

それでは質問がないので、收受27について、農地法3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、許可することにいたします。続きまして第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成29年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは経由5を担当の小川委員、説明をお願いいたします。

(小川委員) はい。(第2号議案・経由5 朗読)

地図は7ページをご覧ください。現地には6月20日に事務局と一緒に現地調査に行っております。地図の大きな通りは国道411号線で、下の方が八王子、上の方が青梅になっています。西多摩霊園の正門のちょっと手前を右に下がって、福泉寺のお寺の駐車場の所を入れて行った右側です。現地の西側の、地図で白くなっている部分は栗林になっています。現地については〇〇さんが当初から、車を駐車するための用地という事で借りていたようなんですけど、ここで売買をしたいというような状態で、現況については今まで通り何もいじらないと、駐車場に入る所に若干花等を植えたいという風に本人は話しておりました。栗林の所には何ヶ所か入口があるので問題ないのですが、ここの所は閉めないで栗林に入って行けるように、栗林の地主さんと話しているようなので、いいのではないかとという事で、現地確認をしてきました。以上です。

(議長) はい。それでは転用理由書が出ておりますので、お願いします。

(事務局) はい。では転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

以上のような理由書をいただいております。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と小川委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いします。

(甲野委員) 固いことを言うようですけども、農地法5条というのは、農地を農地以外のものに

転用して権利を移転するという事で、今、お話を伺うと、すでに農地ではなさそうだったんですけど、その辺、こういう事例は多いのでしょうか？

(事務局) 今回は現況追認という形にはなるのですが、当初この案件について東京都に相談に行った時には、この場所については昭和50年代にこういう現況になっていまして、もう30年、40年近くなっているのです、要は非農地ということで東京都に承認してもらう形が一番ベストじゃないかなという事で、東京都に相談を持って行ったのですが、東京都の方が所有権移転の相手が決まっているという事であれば、現況追認になってしまうけれども、農地法5条の許可申請で処理をしてくださいますというふうなお話になりまして、それで今回5条申請という事でやっております。現況追認というのは基本的には無理ですが、状況、今回みたいなもう長い間やっているとか、そういったものについては東京都も止むを得ないという事で、最近では追認という形もいくつかは出てきている状況です。

(甲野委員) はい。分かりました。

(議長) 他にはありますか？

(栗原晋二委員) 今の続きみたいで恐縮ですが、この土地は道の方まで出ているのか、地図だと道の方まで出ているように見えますが。

(事務局) 地図では道の方まで出ているように見えますが、住宅と同じ面で繋がっていて、裏も大きい栗林と繋がっています。

(議長) これ一帯、分譲したのではないですか？

(事務局) そうです。分譲して、ここだけ奥の栗林があるので、通路として特段転用はされないまま、ずっと残っていたんですね。

(小川委員) 栗林の通路だったと思うんですよ。それですごく、状況的にはね、栗林に入るのに、すごくいい状況なんです。他の所はちょっと道とは言えないような道なので。

(議長) これを農地のままにしていたという事なんですね。

(事務局) ずっとそのままだったという事です。

(中村委員) この道路は後からできたんでしょう？この広い道路。

(事務局) 西側ですか？ここはすごい法面で段下なんですよ。

(小川委員) 崖下なんです。

(中村委員) あ、そうなんですね。

(議長) 分譲したからには、ここは、普通ならば農地ではなくなるはずだけど、農地のまま残しておいたんですね。

(事務局) はい。そういう事ですね。

(議長) はい。他にはありますか？

それでは質問がないようなので、経由5について、農地法第5条の規定による許可申請については、これを相当と認め、進達することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することに決定いたします。続きまして第3号議案、事務局、説明をお願いします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページをご覧くださいと思います。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。

平成29年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1について担当の中村委員、説明をお願いいたします。

(中村委員) はい。それではご説明いたします。(第3号議案・番号1 朗読)

案内図は8ページでございます。〇〇〇〇-〇は増戸小学校のすぐ裏です。ここには栗が植わって、今はちょっと草が多く出ております。拾う時には、小学生に開放しているような状態でやっております。それから〇〇〇〇-〇、これは私のハウスのすぐそばなのですが、ここにはちょっと草が出て、中を耕作しているだけけれども、私が草が出ているよと言うと、草があるから虫が付かないんだとか、そんな返事が返って来たりしますが、今、おばあさんがいて、なかなか介護が大変らしいので、人を雇いながらやっているような状態です。周りの人への迷惑はないと思います。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と中村委員から説明をいただきましたが、何か質問がある方はお願いいたします。・・・よろしいですか？

それでは、番号1の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続きまして番号2を担当の小川委員、説明をお願いいたします。

(小川委員) はい。(第3号議案・番号2 朗読)

地図は9ページをご覧ください。御堂中学校の東隣なのですが、ちょうど地図の左側、切れた所が御堂中学校。右の方に御堂会館がありますが、ここを北に入って、御堂田んぼの近くの所で、本人の自宅に隣接した畑でございます。こちらは果樹と家庭菜園用の野菜が作付けをされております。毎年この所は見に行くんですけども、前は資材が散乱していたのですが、今回はきれいになっていて、ちょっと裏側の方が草になっていて、これはどうしたの？と聞いたら、御堂中学校の敷地という事で、そこは一部草がありましたが、本人はきれいに管理をされておりました。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、小川委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いいたします。・・・よろしいですか？

それでは、番号2の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。それでは続きまして第4号議案、事務局、説明をお願いします。

(事務局次長) はい。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程

第5条第1項の規定に基づき証明する。平成29年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1について担当の田中建治委員、説明をお願いします。

(田中建治委員) はい。説明させていただきます。(第4号議案・番号1 朗読)

地図は10ページをご覧ください。場所につきましては、代田橋、珠陽院の南側辺りになります。

〇〇番は瀬戸岡と原小宮の境辺り、〇〇〇番は大きな通りに隣接してございます。現状は前からそうなのですが、採草放牧地というような扱いになっているのですが、草が生えておりました。時々刈り取りをしている様子ですが、相続したという事にかんがみて、あと一段ぐらいの手入れが必要かなというような現状でございました。耕作放棄地ではございませんけれども、牛の餌になる草が生えている状況です。以上です。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただ今、事務局と田中建治委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いします。

(小山委員) 今、ご説明を受けましたが、私はこの〇〇〇〇さんのところに、肥料、牛ふんを買いに行った事があるのですが、確か牧畜というか、そうすると当然採草放牧地のような形で置いておくことはあまり不自然ではないという風に思いますので、買取申出で当然それまで耕作されていたという証明については問題はないのではないかと、個人的には考えております。

(議長) はい。他には？

(森委員) 今もその、牛等はやられているのですか？

(事務局) はい。今、息子さんの□□さんが、もうだいぶ前から主たる経営者というか、中心になってやられています。

(森委員) 何年か前に、表彰されました？企業的経営とか・・・

(議長) はい。そうです。企業的で。他には？

それではないようなので、番号1の〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続きまして第5号議案、事務局、説明をお願いします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、5ページをご覧ください。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成29年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1について、担当の坂本委員、説明をお願いします。

(坂本委員) はい。それでは番号1を説明させていただきます。(第5号議案・番号1 朗読)

地図の11ページをご覧ください。20日に事務局と一緒に現地を確認させていただきました。この市役所の前の道を五日市の方に向かっていただきまして、ケイヨーデイツーの西側の所を北に入って行って、踏み切りを渡って〇枚目の土地です。この反対側の支援センター駐車場の

南側、ここも□□で体験農園として、今現在きれいに管理されております。今回はその東側、合わせて約3反歩くらいの広い面積ですけれども、現在は抜根もされておまして、少し抜根後草が出てきたところですが、十分耕作可能である状態になっております。□□の方ではそこを作物を自分達で作るといふ、体験農園ではなくて、自分達で作っていくというふうな事でございます。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と坂本委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いします。

(甲野委員) 先ほども1号議案で〇〇さんが斡旋で借りるという事なんですけど、この□□さんも広い場所ですけれども、こういうのはあらかじめ誰でも、個人の農家ですとか、借りる方いませんかというふうな斡旋みたいな事はしていないのですか？

(事務局) この場所については、先般体験農園で借りた場所の地主さんと同じなんです。この△△さんという方で、□□さんの方も体験農園もきれいに管理されていて、その前の洲上の方の自社農場の方についても管理されている中で、その自社農場を拡大したいという話が市役所の方にありまして、ちょうど△△さんの土地が近くにありますので、その辺は事務局も間に入って□□さんが追加で借りたいのですが、という橋渡しはしましたけど・・・

(甲野委員) かなりまとまっているいい所なので、もし個人で拡大したい人がいたらいい場所だなというところなので、もしそういうのが将来あったら声掛けてみた方がいいんじゃないかなと思いますけど・・・

(事務局) 結構、認定農業者だとか他の人達には斡旋はしているんですけど、ここは△△さんと□□さんの信頼関係で決まっていたのかなと。

(甲野委員) その辺からですね。分かりました。

(議長) 今、専門の職員が借りる方も貸す方も、今、かなり皆さんにお話はしています。他には？

(谷澤委員) あの、△△さんは●●歳で、もし5年の間に何かあったら、相続人とまた新たに契約という形で？

(事務局) 事務手続き上はそういう事になります。今回は息子さんがいらっしゃって、その息子さんも一緒に話し合いの方には立ち会っていただいて、息子さんも了承の上で今回契約の方結んでいますので、万が一あってもそのまま引き続きもう1回借りられるという方向にはなっております。

(議長) 今、谷澤委員が言った質問って結構大事な事で、高齢なのでね、貸し借りはきちんとやらなければいけないかなと・・・。他には？

それでは質問がないようなので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、決定することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、決定することにいたします。それでは専決の報告を、事務局、お願いいたします。

(事務局) はい。それではただ今より、平成29年あきる野市農業委員会6月の総会専決処理の報告をさせていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。では、以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。次回の総会ですが、7月25日(火)、午前9時30分から、あきる野市役所5階、503会議室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時15分